

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日ときは、
翌日の翌日)

目 次

- ◇訓 令 鳥取県電子情報処理組織利用事務処理規程
- ◇告 示 被爆者一般疾病医療機関の指定
廃川敷地の生成
- ◇教委告示 教育委員会の招集
- ◇公 告 農業改良普及員資格試験等の合格者
宅地建物取引主任者資格試験の合格者

訓 令

鳥取県訓令第二号

鳥取県電子情報処理組織利用事務処理規程を次のように定める。

昭和五十八年十一月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県電子情報処理組織利用事務処理規程

(趣旨)

第一条 この訓令は、電子情報処理組織を利用して事務処理を行う場合の基本的な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 主務課長 知事部局の各課(室)長及び各地方機関の長、出納室長並びに地方労働委員会事務局長をいう。
- 二 適用事務 電子情報処理組織を利用して処理を行う事務をいう。
- 三 データ 電子情報処理組織を利用して行う事務処理(以下「電算処理」という。)に必要な情報をいう。

(データ保護統括者等)

第三条 総務部長は、データ保護統括者として、データの管理に関する事務を統括するものとする。

2 主務課長は、データ管理者として、データの管理に関する事務に当たるものとする。

(人事課の所掌事務)

第四条 電算処理を効率的に行うため、人事課は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- 一 電算処理についての指導及び助言に関すること。
- 二 電算処理についての総合調整に関すること。

(適用事務の依頼)

第五条 主務課長は、その所掌する事務の全部又は一部を電算処理しよう

とするとき、当該電算処理を開始しようとする年度の前年度の九月末（総務部長が特に必要と認める事務については、当該電算処理を開始しようとする日の一月前）までに、電子情報処理組織利用決定依頼書（様式第一号）を総務部長に提出しなければならない。

（適用事務の決定）

第六条 総務部長は、前条に規定する電子情報処理組織利用決定依頼書の提出があつたときは、当該事務を適用事務とすることについてその適否を決定し、その結果を電子情報処理組織利用適否決定通知書（様式第二号）により主務課長に通知しなければならない。

（委託の協議）

第七条 主務課長は、電算処理を外部に委託しようとするときは、人事課長に協議しなければならない。

2 人事課長は、前項の規定による協議があつたときは、次の各号に掲げる事項について検討しなければならない。

- 一 委託先に関する経営状況、技術水準等の状況
- 二 委託先におけるデータ保護管理に関する規程及び体制の整備状況
- 三 委託契約書に明記すべき事項

イ データの機密保持に関する条項

ロ 再委託の禁止又は制限に関する条項

ハ 指示目的外の使用及び第三者への提供の禁止に関する条項

ニ データの複写及び複製の禁止又は制限に関する条項

ホ 事故発生時における報告義務に関する条項

ヘ イからホに掲げる条項に違反した場合における契約解除等の措置及び損害賠償に関する条項

四 必要に応じ、委託契約書に明記し、又は覚書を取り交わす等の措置をすべき事項

イ データの授受及び搬送に関する事項

ロ 委託先におけるデータの保管及び廃棄に関する事項

ハ 作業場所、作業範囲、作業内容及び作業責任区分に関する事項

ニ 作業内容等の変更に関する事項

ホ 委託先におけるデータ保護技術に関する事項

ヘ 検査の実施に関する事項

（データの管理）

第八条 主務課長は、適用事務に係るデータについて、漏えい、滅失、き損等を防止するため、データの授受、搬送、保管及び廃棄について必要な措置を講じ、データの管理を適正に行わなければならない。

（人事課長への報告）

第九条 主務課長は、適用事務に係る資料を作成し、又は適用事務の内容を変更し、若しくは電算処理を廃止したときは、速やかに、人事課長へ報告しなければならない。

（委任）

第十条 この訓令に定めるもののほか、電算処理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、昭和五十八年十二月一日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

電子情報処理組織利用決定依頼書

総務部長殿

この度、下記事務について、電子情報処理組織により処理したいので、
適用事務の決定をお願いします。

年 月 日

課、長 回

記

区 分	事 項
1 事 務 名	
2 処 理 内 容	
3 処 理 件 数	
4 根 拠 法 令 等	
5 電 算 処 理 の 必 要 性 及 び 効 果	

6 現行事務量及び 経費	
7 処 理 時 期	
8 委 託 先	
9 入 力 帳 票 の 送 付 時期	
10 入 力 帳 票	。別紙のとおり 。
11 利 用 す る 適 用 事 務名	。なし
12 出 力 帳 票	。別紙のとおり
13 経 費	。主務課負担 (予算措置 科目、金額) 。
14 事 務 の 継 続 性	。今年(回)限り 。
15 そ の 他 事 務 の 担 当	。人事課負担 。毎年継続(年 回 月 日)
16 事 務 の 担 当	。係名 。
	。担当者名 。
	。庁内電話番号

様式第2号 (第6条関係)

電子情報処理組織利用適否決定通知書

課 長 殿

年 月 日付で依頼のあったことについて、下記のとおりその適否を決定したので、通知します。

年 月 日

総 務 部 長 印

記

区 分	事 項
1 事 務 名	<p>。適用事務に決定します。 。適用事務には決定できません。 理由</p>
2 適 否	

3 処 理 内 容	
4 処 理 時 期	
5 委 託 先	
6 入 力 帳 票 の 送 付 時 期	
7 経 費	<p>。主務課負担 円 (科目) 。人事課負担</p>
8 そ の 他	

告 示

鳥取県告示第千十六号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十八年十一月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
岡齒科医院	日野郡日野町根雨四四四	昭和五十八年十一月十七日

鳥取県告示第千十七号

河川区域の変更に、次のとおり廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部河川課及び鳥取県郡家土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十八年十一月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 河川の名称

千代川水系に係る一級河川大江川

二 廃川敷地が生じた年月日

昭和五十八年十一月二十五日

三 廃川敷地の位置

八頭郡船岡町大字殿字屋ゲン田二五次一地先から同大字字下藤ノ木四二地先まで

四 廃川敷地の種類及び数量

土地 三、二〇三・一八平方メートル

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十八年十一月二十五日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

一日時 昭和五十八年十一月二十九日(火)午前十一時十五分
 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一番地 鳥取県教育委員会会議室
 三 議題

- 1 鳥取県高等学校教員職令委員の任命について
- 2 その他

公 告

昭和58年10月25日から同月27日までの間に実施した農業改良普及員資格試験及び生活改良普及員資格試験の合格者は、次のとおりである。

昭和58年11月25日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 農業改良普及員資格試験の合格者

塩見 寛	池田 浩二	森山 健	原本 雅昇
中谷由紀男	清山 浩司	河谷 基次	林 恒夫
宮田 邦夫	山口 祐助	米村 功	森本 和彦
伊田 和古	水垣 清和	永原 知明	秋山 茂信
馬場 誠	島 康博	田村 文男	森 輝信
椿 越夫	佐々木貴代	裕子 正人	上田 秀幸
千田 幸市	中井 敏久	小田 正人	淀瀬 繁樹

坂尾 成正 東 貞敏 三谷 滋 横山富美子
 田中 重樹 武知 毅 青木 美砂 宮本 幸代
 2 生活改良普及員資格試験の合格者
 間屋口純子 砂川 朝子 西谷 匡子 柳楽小百合
 奥田 理恵 堀 美津代 田中 泉 田村真理子
 田子川瑞恵 中原 充美 矢部ちづる 岡村みどり
 山田 由紀 岡嶋 弘恵 松本 博美 田中美佐恵
 片山 裕美 梶島百合子 磯江 陽子
 尾崎奈美子

昭和58年10月16日に実施した昭和58年度宅地建物取引主任者資格試験の合格者は、次のとおりである。

昭和58年11月25日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

長谷 洋一	大野 伸吉	吾郷 昌三	秋里 光人	近衛 曠行
下田 敏夫	田熊 洋一	八木 恭子	小林 弘美	濱口 和彦
若木 義博	磯江 司	桑本 始	山田 隆一	三上 博和
梅林 広志	亀井 透匡	岸田 邦子	吹野 悦郎	高下 宗正
小田 隆弘				